（　様　式　１　）

質　疑　書

令和　　年　　月　　日

　北淡路土地改良区理事長　門　康彦　様

住　　所

名 　称

担 当 者

氏　　名

電　　話

電子メール

北淡路土地改良区　東浦４東団地等農地借受事業者選定プロポーザル実施要領の申込みに関して、次のとおり質疑を提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 項　　目 | 内　　 容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　必要に応じて、行を追加してください。

　（　様　式　２　）

東浦４東団地等農地借受事業者選定プロポーザル参加申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

北淡路土地改良区理事長　門　康彦　様

 　　　　　　　 郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称　　　　　　　　　　　 　　　　　社印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　 　　　　　　印

　私は、「北淡路土地改良区　東浦４東団地等農地借受事業者選定プロポーザル実施要領」記載の応募資格、選定基準等を十分に了承のうえ、募集団地について、下記のとおり申し込みます。

 また、北淡路地区企業参入審査委員会での審査の結果については、一切異議を申し立てません。

記

年間

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 記　　入　　欄 |
| １ 希望面積（　）内は最低希望面積①②の希望する団地区域欄と合計欄に、面積を記載する該当する場合は□にチェックを入れる | 1. 東浦4東団地［Bﾌﾞﾛｯｸ］

ｈａ（　　　　　　ｈａ）　※8.6ha以内で記載する1. 【傾斜畑区域】東浦3団地［Aﾌﾞﾛｯｸ］、東浦2団地［C,Dﾌﾞﾛｯｸ］

※7.0ha以内で記載するｈａ（　　　　　　ｈａ）　* + 当選した場合でも、参入辞退したいブロック（別紙図面参照）があるときは、下記の該当ブロック名を○囲いで選択する。

Ａ ・ Ｂ ・ Ｃ ・ Ｄ合計　※①②の合計面積を記載する　　※１ｈａ（　　　　　　ｈａ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ２ 希望借受期間 | 希望する借受期間　※15～50年で記載する |
| ３ 営農計画書提出する様式にチェックを入れる | □　様式３－１　農業経営の実績がある場合　※２□　様式３－２　はじめて農業経営を行う場合　※３ |
| ４ 担当者 | （所属・役職） |
| （氏　　　名） |
| （電話番号） |
| （Ｆ Ａ Ｘ） |
| （E-mail） |

　　　　　※１　様式３の目標経営合計面積に合わせること

　　　　　　　　なお、借受を希望する農地の場所を指定することはできない

※２　農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定における農業経営改善計画認定申請書に基づく様式を準用している

　　　　　 ※３　農業経営基盤強化促進法第１４条の４第１項の規定における青年等就農計画認定申請書に基づく様式を準用している

（　様　式　３－１　）

東浦4東団地等営農計画書

注：現状欄には他地域での営農の実績を記載し、目標欄は東浦4東団地等における農業経営のみを記載する（目標欄には他地域での営農を含まない）こと。

|  |  |
| --- | --- |
| 農　業　経　営　改　善　計　画 |  |
| ①目標とする経営類型 |  |  |
| ②経営改善の方向の概要 |  |
| (年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標) |
|  | 現状 | 目標(　　年) |
| 年間農業所得 | 　　　　　　 　千円 | 　　　　　　　千円 |
| 年間販売額 | 　　　　　　 　千円 | 　　　　　　　千円 |
|  | うち農業生産（第１次産業）分 |  | 千円 |  | 千円 |
| 年間労働時間 | 　 時間 | 　　　　　　　時間 |
| ③農業経営規模の拡大に関する目標 | 作目・部門名 | 現　　　状 | 目　　　標（　　年） |  |
| 作付面積 | 生産量 | 作付面積 | 生産量 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 経営面積合計 |  |  |  |  |  |

注：要領の応募者の要件に示す「淡路市基本構想水準に定める目標値」を下回らないこと。

また、年間農業所得には加工品の販売額等に関する金額を含まず、農産物のみの所得額を記入すること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ③農業経営規模の拡大に関する目標 | 区分 | 地目 | 所在地(市町村名） | 現　　状 | 目標（　　　年） |
| 所有地 |  |  |  | －（記載不要） |
| 借入地 |  |  |  |  |
| 特定作業受託 | 作　　目 | 作　　業 | 現　　状 | 目標（ － 年） |
| 作業受託面積 | 生産量 | 作業受託面積 | 生産量 |
|  |  |  |  | －(記載不要) | －(記載不要) |
|  |  |  |  | －(記載不要) | －(記載不要） |
| 作業受託 | 作業受託 | 作　　目 | 作　　業 | 現　　状 | 目標（ － 年） |
|  |  |  | －（記載不要） |
| 単　　純　　計 |  | －（記載不要） |
| 換　　算　　後 |  | －（記載不要） |
| 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業 | 事業名 | 内　容 | 現　　状 | 目標（　　　年） |
|  |  |  |  |
| ④生産方式の合理化の目標 | 機械・施設 | 機械・施設名 | 形式、性能、規模及びその台数 |
| 現　　状 | 目標（　　　年） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 農用地の利用条件 | 現　　状 | 目標（　　　年） |
|  |  |
| 合理化の方向作目・部門別 | 作目・部門名 | 現　　状 | 目標（　　　年） |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現　　状 | 目標（　　　年） |
| ⑤経営管理の合理化の目標 |  |  |
| ⑥農業従事の態様等の改善の目標 |  |  |
| ⑦目標を達成するために取るべき措置 | 経営改善の目標 | 措　　　　　　　置 |
|  |  |
| 参考　経営の構成 | 氏　　名(法人経営にあっては役員の氏名） | 年齢 | 代表者との続柄(法人経営にあっては役職) | 　　　現　　状 | 　　見　通　し |
| 担当業務 | 年間農業従事日数（日） | 担当業務 | 年間農業従事日数（日） |
|  |  | （代表者） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 雇用者 | 常時雇（年間） | 実 人 数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
| 臨時雇（年間） | 実 人 数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
| 延べ人数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
|  |
| （参考）他市町村の認定状況 | 認定市町村名 | 認定年月日 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |

○ 事業の実現性に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 事業の実現性 |
| ア 人材の確保 |  |
| イ 営農に関わる技術力（ノウハウ、経験、スマート農業関連） |  |
| ウ 販路の確保 |  |
| エ 将来の展望 |  |

 注：事業の実現性について、各項目の取組を記載すること。

オ 資力及び信用度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ④生産方式の合理化の目標 | 機械・施設 | 機械・施設名 | 新設・更新 | 投資額 | 資金の調達方法（自己資金、補助金、借入金等） |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |

 注：　機械・施設名は、④生産方式の合理化の目標における機械・施設整備に記載するものを転記する。

注：　一つの機械・設備であっても資金の調達方法が複数ある場合は、分けて記載すること。

注：　事業を実施するために十分な資力及び信用を有することを証する資料を必ず添付すること。

（法人）直近３期分の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・キャッシュフロー計算書（キャッシュフロー計算書を未作成の場合は、その旨の申立書）・科目内訳書、銀行その他から融資を受ける場合は借入計画、融資額証明書、借入金の内容など資力に関する資料を添付すること。なお、直近の事業年度で債務超過となっている場合は、５年以内に債務超過が解消される見込があることを示す資料を添付すること。

　　 （個人）自己資金の場合は預貯金残高、所有する動産・不動産、銀行その他から融資を受ける場合は借入計画、融資額証明書など資力に関する資料、確定申告資料（収支内訳書）を添付すること。

○ 地域経済への波及効果に関する事項

|  |
| --- |
| 地域経済への波及効果 |
|  |

 注：６次産業化（農産物加工・流通販売等）による付加価値の創出、観光客の増、島内企業との新たな取引の開始等、考えられる効果を金額等、具体的な数値を用いて記載すること。

○地域貢献に関する事項

|  |
| --- |
| 地域貢献 |
|  |

 注：農福連携等の社会的な取組の実施など地域貢献活動を記載すること。

（備考）

１ 法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。

２ 夫婦、親子等が共同で一の農業経営改善計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。

３ 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

４ 「②経営改善の方向の概要」欄には、農業経営の現状として、専業・兼業の別、主要作目の生産状況等を記載し、必要に応じ現在の経営に至るまでの発展経緯についても記載する。また、目標とする営農類型へ向けた経営改善の方策について、例えば「規模拡大によるスケールメリットの追求」等と記載し、経営改善の方策の達成の結果として見込まれる主要作目の規模、生産見込み等を記載する。

さらに、年間農業所得について、その現状及び５年後の目標を「年間農業所得」欄に記載する。

なお、可能であれば、主たる従事者の年間労働時間について、その現状及び５年後の目標を「年間労働時間」欄に記載する。

５ 「③農業経営の規模の拡大に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

ア　「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稲にあっては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（(1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。

イ　この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。

ウ　「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

エ　「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造等について記載する。

６ 「④生産方式の合理化に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

ア　「機械・施設」欄に、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

イ　「農用地の利用条件」欄に、主として利用する圃場の区画の大きさ、団地化した圃場の規模、数、通作距離等を記載する。

ウ　「作目・部門別合理化の方向」欄に、③の作目・部門ごとに、品種構成、作付体系、飼養管理の方法等生産方式の合理化について記載する。

７ 「⑤経営管理の合理化に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担、経営形態の近代化等について記載する。

８ 「⑥農業従事の態様等の改善に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。

９ 「⑦目標を達成するためにとるべき措置」欄には、②から⑥までに掲げた目標を達成するための具体的な方策について、例えば、耕地面積の規模拡大に関しては、「本認定制度を活用した農業委員会への申し出、あっせんの仕組みの利用」等と記載する。

なお、農業改良資金等の制度資金の融資を受けることを予定する場合には、予定年度、予定資金、資産及び負債の現状、今後の資金需要等を記載する。

10 農業経営基盤強化促進法第12条第３項に規定する措置を記載する場合には、

ア　 「⑦目標を達成するためにとるべき措置」に記載するものとする。この場合、特定の個人又は法人が出資するケースにおいては、出資する者の氏名又は名称、出資する者ごとの出資の額及び比率を記載するものとする。また、不特定多数の者から出資を募るケースにおいては、その出資の枠、事業の方法、出資者との間で予定される取引の内容を記載するものとする。

イ　 この場合、出資をする者が関連事業者等であることを証する書面を添付するものとする。

ウ 　特に、農地所有適格法人が、目標を達成するためにとるべき措置として関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）から出資を受けようとする場合で、かつ、当該関連事業者等が法人である場合には、当該関連事業者等の定款又は寄付行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し及び財務諸表等当該法人の事業及び財務の状態が明らかとなる書面を添付するものとする。

11 農業経営改善計画の認定を受ける時以後新たに農業を開始する者にあっては、「②経営改善の方向の概要」欄に、新たに農業を開始する予定年月日を記載するとともに、③から⑥までの各「現状」欄に、新たに農業を開始する予定時の状況と併せて、就農３年後の農業経営の状況を括弧書きで記載する。

12 「（参考）経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが５年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが５年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

ア　 「氏名（法人経営にあっては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあっては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。

イ　 「代表者との続柄（法人経営にあっては役職）」欄に、代表者にあってはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

ウ　 年間農業従事日数は、１日８時間として計算し、毎日１時間ずつ働いた場合には、８日で１日と換算する。

（　様　式　３－２　）

東浦4東団地等営農計画書

注：現状欄には他地域での営農の実績を記載し、目標欄は東浦4東団地等における農業経営のみを記載する（目標欄には他地域での営農を含まない）こと。

|  |
| --- |
| 青　年　等　就　農　計　画 |
| ※記載不要　　 就 農 地 | 　淡路市楠本　（東浦4東団地等） | 　農業経営開始日 |   　年　 月　 日 |
| 　　 就農形態 （該当する形態に　 レ印） |  □新たに農業経営を開始 □親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に　新たな部門を開始 □親の農業経営を継承 　 □全体、□一部 　 継承する経営での従事期間　　　　年　　か月  |
| 目標とする営農類型（備考の営農類型　の中から選択） |  |
| 　　将来の農業　　経営の構想 |  |
| （年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標） |
|  | 現状 | 目標（　年） |
|  年間農業所得 |  　　　　　　　千円 |  　　　　　　　　千円 |
| 年間販売額 | 　　　　 　　 千円 | 　　　 　　　　千円 |
|  | うち農業生産（第１次産業）分 |  | 千円 |  | 千円 |
|  年間労働時間 |  　　　　　　　時間 |  時間 |
| 農業経営の規模に関する目標 | 作目・部門名 | 現状 | 目標（　　年） |
| 作付面積 | 生産量 | 作付面積 | 生産量 |
|  |  |  |  |  |
| 経営面積合計 |  |  |  |  |
| 区分 | 地目 |  所在地(市町村名) | 現状 | 目標（　　年） |
| 所有地 |  |  |  | －（記載不要） |
| 借入地 |  |  |  |  |
| 特定作業受託 | 作目 | 作業 | 現状 | 目標（ － 年） |
| 作業受託面積 | 生産量 | 作業受託面積 | 生産量 |
|  |  |  |  | －（記載不要） | －（記載不要） |
| 作業受託 | 作目 | 作業 | 現状 | 目標（ － 年） |
|  |  |  | －（記載不要） |
| 単純計 |  | －（記載不要） |
| 換算後 |  | －（記載不要） |
| 農産物の加工・販売その他の関連・附帯事業 |  事業名 | 内容 | 現状 | 目標（　　年） |
|  |  |  |  |
| 生産式に関する目標 |  機械・施設名 | 型式、性能、規模等及びその台数 |
|  現状 |  目標（　　年） |
|  |  |  |
|  　経営管理に　　関する目標 |  |
|  農業従事の態様 等に関する目標 |  |
| 目標を達成するために必要な措置 | 　 事業内容（施設の設置・ 機械の購入等） | 　　 規模・構造等 |  実施時期 |  事業費 |  資金名等 |
|  |  |  年　　月 |  千円 |  |
| 農業経営の構成 | 氏　　名（法人経営にあっては役員の氏名） | 年齢 | 代表者との続柄（法人経営にあっては役職） | 現状 | 見通し |
| 担当業務 | 年間農業従事日数（日） | 担当業務 | 年間農業従事日数（日） |
|  |  | （代表者） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 雇用者 | 常時雇（年間） | 実 人 数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
| 臨時雇（年間） | 実 人 数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
| 延べ人数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |

注：要領の応募者の要件に示す「淡路市基本構想水準に定める目標値」を下回らないこと。

また、年間農業所得には加工品の販売額等に関する金額を含まず、農産物のみの所得額を記入すること。

○ 農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
|  |  　 経歴 |
| 　 職務内容 |  |
| 　 勤務機関名 |  |
| 　 在職期間 |   　 年 　月 ～ 　 年 　 月 |
| 　 上記の住所 |  |
| 　 退職年月日 |  |
| 　 資 格 等 |  |
|  農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容 |  |

 注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技術・知識の習得状況 |  研修先等の名称 |  所在地 |  　専攻・営農部門 |
|  |  |  |
|  　研修等期間 |  　年　　　月　～　　　年　　　月 |
| 研修内容等 |  |
| 活用した補助金等 |  |

 注：研修カリキュラム等を添付すること。 法人の場合は、役員ごとに作成すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （参考）他市町村の認定状況 | 認定市町村名 | 認定年月日 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |

○ 事業の実現性に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 事業の実現性 |
| ア 人材の確保 |  |
| イ 営農に関わる技術力（ノウハウ、経験、スマート農業関連） |  |
| ウ 販路の確保 |  |
| エ 将来の展望 |  |

 注：事業の実現性について、各項目の取組を記載すること。

オ 資力及び信用度

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 生産方式に関する目標 | 機械・施設 | 機械・施設名 | 新設・更新 | 投資額 | 資金の調達方法（自己資金、補助金、借入金等） |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |
|  |  | 千円 |  |

 注：　機械・施設名は、生産方式に関する目標における機械・施設整備に記載するものを転記する。

注：　一つの機械・設備であっても資金の調達方法が複数ある場合は、分けて記載すること。

注：　事業を実施するために十分な資力及び信用を有することを証する資料を必ず添付すること。

（法人）直近３期分の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・キャッシュフロー計算書（キャッシュフロー計算書を未作成の場合は、その旨の申立書）・科目内訳書、銀行その他から融資を受ける場合は借入計画、融資額証明書、借入金の内容など資力に関する資料を添付すること。なお、直近の事業年度で債務超過となっている場合は、５年以内に債務超過が解消される見込があることを示す資料を添付すること。

　　 （個人）自己資金の場合は預貯金残高、所有する動産・不動産、銀行その他から融資を受ける場合は借入計画、融資額証明書など資力に関する資料、確定申告資料（収支内訳書）を添付すること。

○ 地域経済への波及効果に関する事項

|  |
| --- |
| 地域経済への波及効果 |
|  |

 注：６次産業化（農産物加工・流通販売等）による付加価値の創出、観光客の増、島内企業との新たな取引の開始等、考えられる効果を金額等、具体的な数値を用いて記載すること。

○ 地域貢献に関する事項

|  |
| --- |
| 地域貢献 |
|  |

 注：農福連携等の社会的な取組の実施など地域貢献活動を記載すること。

（備考）

１　法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。

２ 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。

３　氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

４　就農時の就農地等

 ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。

　イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。

　ウ　「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。

　　　なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。

 　（ア）「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。

 　（イ）「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。

 （ウ）「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。

　エ　「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（○○）として、その他の営農類型名を○○に記載する。

　オ　「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね５年後）の農業経営の概要を記載する。

 カ　なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は１年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね５年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。

５　「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

　ア　「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稲にあっては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（（1）申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、（2）当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

　　　この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。

　イ　この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの（1）及び（2）の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。

　ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

　エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、（1）農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、（2）農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、（3）農業生産に必要な資材の製造等について記載する。

６　「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

７　「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。

８　「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。

９　「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。

10 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが５年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが５年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

　ア 「氏名（法人経営にあっては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあっては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。

　イ 「代表者との続柄（法人経営にあっては役職）」欄に、代表者にあってはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

　ウ 年間農業従事日数は、１日８時間として計算し、毎日１時間ずつ働いた場合には、８日で１日と換算する。

11　「農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。

12　「（参考）技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。

　ア　農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。

　イ　先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。

　ウ　上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記

（備考の４のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

１　単一経営（農産物販売金額１位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80％以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）

　　水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

２　複合経営（農産物販売金額１位の部門が水稲であって、水稲の販売金額が、農産物総販売金額の80％に満たない場合）の営農類型（例（２位の部門が麦類の場合）：水稲＋麦類）

　　水稲＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）

３　１及び２に該当しない場合は、その他（○○）として記載する。（例１：その他（きのこ菌床栽培）、例２（農産物販売金額１位の部門が施設野菜、２位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

**北淡路地区東浦4東団地等農地整備事業に関する協定**

　農地整備事業実施予定者淡路市長門康彦(以下「甲」という。)及び農道・水路等の農業用施設管理者北淡路土地改良区理事長門康彦(以下「乙」という。)、農地借受事業者○○○○○○○○○(以下「丙」という。)は、甲が北淡路地区東浦4東団地等において実施する農地整備事業(以下「農地整備事業」という。)の調査設計、工事及び工事後の農用地等の利用に関して、下記のとおり取り決める。

記

（農地整備の実施）

第１条　甲は、丙が提案した農業経営計画が実現できるよう、農地の改良（区画形状及び傾斜度の変更等）や道路の改良（拡幅）、用水路の整備（給水栓の補修更新）、排水路の整備等の農地整備事業を実施するものとする。

（農地借受契約）

第２条　丙は、別紙土地調書に記載する土地（以下「本件土地」という。）について、公益社団法人ひょうご農林機構と借受契約を締結するものとする。

（調査設計及び工事への協力）

第３条　乙及び丙は、本件土地について農地整備事業で整備されることを了承するとともに、同事業に係る調査設計及び工事に協力するものとする。

（調査設計における農業経営計画への配慮）

第４条　甲及び乙は、農地整備事業の調査計画にあたり、地区内における丙の農業経営計画に適合した整備となるよう努めるものとする。

（農用地等の利用）

第５条　丙は、農地整備事業が農林水産省の補助事業を活用して実施されることを理解し、本件土地において、遅くとも農地整備工事完了後６ヶ月以内に営農又は施設の設置等に着手するものとする。また、本件土地に隣接する農道・水路等を適切に利用し、清掃活動等に協力するものとする。

（定期的な協議の場の設置等）

第６条　甲、乙及び丙は、農地整備事業の効果的な実施と北淡路土地改良区農地借受事業募集・選定事業の趣旨に沿った農用地等の利用の確保に資するため、定期的に協議の場を設け、協議結果の実現を図るものとする。

（不可抗力免責）

第７条　天災地変等の不可抗力、関係法令及び農林水産省の補助事業制度の改廃制定、その他甲、乙及び丙の責に帰し得ない事由による協定の全又は一部の履行遅延、履行不能又は不完全履行を生じた場合には、別途甲、乙及び丙で協議する。

（その他）

第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙が協議して決定するものとする。

　この協定書の証として本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　（農地整備事業実施予定者）

　　　兵庫県淡路市生穂新島８

　　　淡路市長　　　　　　　　　門　　康　彦

乙　（農業用施設管理者）

　　　兵庫県淡路市野島常盤１３７２－１

　北淡路土地改良区理事長　　門　　康　彦

丙　（農地借受事業者）

　○○県○○市○○町○○○○○

　○○○○○　　　　　　　　○○　○○

（別紙）

土　地　調　書

（１）所 在 地　　淡路市○○○○○○　　［別図に示す土地］

（２）土地面積　　約○○㎡

北淡路地区 東浦4東団地等の農用地等の賃貸借（転貸借）等に関する協定書

公益社団法人ひょうご農林機構理事長新岡史朗(以下「甲」という。)及び北淡路土地改良区理事長門康彦(以下「乙」という。)、農地借受事業者○○○○(以下「丙」という。)は、甲が丙に賃借権を設定する別紙土地調書に記載する農用地等（以下「本件土地」という。）の賃貸借（転貸借）について、以下のとおり合意し協定を締結する。

(目的)

第１条　本協定は、北淡路土地改良区農地借受事業者募集・選定事業の趣旨に沿った農用地等の利活用と、同事業により選定された丙の営農計画の着実な実現を図ることを目的とし、甲及び乙、丙は、信義と誠実をもって本協定を忠実に履行しなければならない。

(土地の賃貸借の基本的スキーム)

第２条　本件土地の賃貸借は、当該土地について、甲が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第１０１号。以下「農地中間管理事業法」という。)第２条第５項に規定する農地中間管理権を取得し、甲が農地中間管理事業法の規定に基づいて、丙に対して農地中間管理権を有する当該土地の賃借権の設定を行うことによるものとする。

この場合において、乙は、甲の本件土地の農地中間管理権の取得について、甲と連携を密にして、本件土地についての所有権及びその他の権利を有する者との連絡調整にあたるものとする。

(賃貸借契約の締結)

第３条　次条以下により甲は農地中間管理権を有する本件土地を丙に賃貸し、丙は専ら事業用地としてこれを賃借する。

２　甲及び乙、丙は、本件土地の賃貸借が農地中間管理事業法第18条第1項に規定する農用地利用配分計画(以下「農用地利用配分計画」という。)の定めるところによって設定された賃借権にかかる賃貸借であることを了解し、農地法(昭和27年法律第２２９号)第17条本文の規定の適用が除外されていることを確認する。

（契約の始期及び契約期間）

第４条　本件土地の賃貸借の契約の始期の日は、本件土地について甲が農地中間管理権を取得した日から本件土地にかかる農地整備事業の農地整備工事完了後６ヶ月以内の間で、甲と丙が合意した日とする。

２　本件土地の賃貸借の契約期間は15年から50年の範囲内で、地権者及び淡路市との調整を踏まえ、甲と丙が合意した期間とする。ただし、本件土地についての農地中間管理権の残存期間を超えることはできない。

（賃借権の設定の条件）

第５条　本件土地についての甲による賃借権の設定は、丙が当該賃借権の設定を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

(1) 本件土地を適正に利用していないと認められるとき。

(2) 正当な理由がなくて農地中間管理事業法第21条第１項の規定による報告をしないとき。

(3)　農地法第６条の２第２項第２号の規定による通知を受けたとき。

(4)　正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

(5)　その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

（用途に関する条件）

第６条　丙は、本件土地を、一般に、高収益とされる農作物の栽培の用に供するものとする。ただし、永年性作物を植栽する場合は、土地所有者及び甲の同意を得なければならない。

２　丙は、本件土地を、土地所有者及び甲の同意を得て、温室や営農上必要な施設（騒音・振動・悪臭等により環境の悪化をもたらすおそれがある場合を除く）の用地として利用することができるものとする。

３　丙は、本件土地に前項の施設の設置を予定する場合は、農地整備工事の計画段階において、その旨を農地整備事業実施予定者淡路市及び甲、乙に申し出るものとする。

４　丙は、農地整備工事完了後は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第１７９号)の制限等により、当該農地整備工事において施設用地とされた農地以外の農地の施設用地への転用は行わないものとする。

（環境の保全）

第７条　丙は、本件土地の利用に際し、環境保全に係る諸法令を遵守し、農薬、ばい煙、粉じん、排水、騒音、振動、悪臭等による公害が発生しないよう適切かつ十分な措置を講じなければならない。

（賃料）

第８条　本件土地の賃貸借の賃料は10アール当たり年額7,500円とする。

（借賃の支払猶予）

第９条　甲は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

（借賃の増減額請求）

第10条　甲及び丙は、農用地利用配分計画に記載された本件土地の面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

（借賃の支払方法）

第11条　丙は、毎年度１月末日までに甲からの請求に基づき、その指定口座に当該年度の借賃年額（４月１日～３月３１日）を振り込む。年度途中からの貸付けにより賃料の対象期間が１年未満の場合は、借賃年額に対象期間の日数を３６５で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。ただし、１月から３月の間に権利の設定を受ける者は、翌年度１月末日までに当該年度分と翌年度分の借賃を振り込むものとする。

（借賃の改訂）

第12条　借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、丙が協議して定める額に改訂する。

（遅延損害金）

第13条　丙は、農用地利用配分計画に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

２　遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.75パーセントの割合で計算して得た額とする。

（借賃の減額）

第14条　賃貸借の目的物が農地である場合で、目的物の丙から甲に対して農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第６０９条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び丙が協議して定める。

２　目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、丙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び丙が協議して定める。

（転貸又は譲渡）

第15条　丙は、本件土地について転貸し、又は設定された権利を譲渡してはならない。

（修繕及び改良）

第16条　甲は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた本件土地の損耗について、自らの費用と責任において本件土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

２　丙は、甲の同意を得て本件土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

３　修繕費又は改良費の負担及び償還は、特に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第１９５号)等の法令に従う。

（付属物の設置等）

第17条　丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、淡路市及び農業委員会に事前に相談を行い、甲及び土地所有者の同意を得る。また、丙が付属物の設置をした場合において、賃貸借が終了したときは、丙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。

２　前項の規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、丙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

（租税公課等の負担）

第18条　本件土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

２　本件土地に係る農業保険法(昭和22年法律第１８５号)に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

３　本件土地に係る土地改良区の賦課金は、土地所有者が負担する。

４　その他本件土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

（賃貸借の終了）

第19条　天災地変その他、甲及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により本件土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本件土地に係る賃貸借は終了する。

（目的物の返還）

第20条　賃貸借が終了したときは、丙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、本件土地を賃貸借契約締結時の原状に回復して返還する(付属物の取扱いについては第17条第１項及び第２項の規定による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は本件土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

（賃借権に関する事項の変更の禁止）

第21条　甲及び丙は、農用地利用配分計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、丙及び兵庫県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（権利取得者の責務）

第22条　丙は、農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

２　丙は、甲から農地中間管理事業法第21条第１項の規定により、本件土地の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

（農地中間管理機構関連農地整備事業について）

第23条　丙は、農地中間管理機構関連農地整備事業が実施された農用地等を目的外用途に使用等した場合、特別徴収金（工事に要した費用の全部）を徴収されることがある。

（農用地利用配分計画に定めのない事項等に関する協議）

第24条　農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、丙及び兵庫県が協議して定める。

（有効期間）

第25条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から第４条第１項に定める契約の始期の日までとする。

（協議）

第26条　本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し解決する。

　以上の証として、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目７番１８号

公益社団法人ひょうご農林機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　新　岡　史　朗

　　　　　　　　　　　　　乙　兵庫県淡路市野島常盤１３７２番地の１

　　　　　　　　　　　　　　　北淡路土地改良区

　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　門　　康　彦

　　　　　　　　　　　　　丙　農地借受事業者

　　　　　　　　　　　　　　　○○県○○市〇〇〇〇○

　　　　　　　　　　　　　　　(※)〇〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　(※)法人の場合は、法人の名称及び代表者名

（別紙）

土地調書

１　所在地　　淡路市野島常盤　　　［別図に示す土地］

２　土地面積　　約○○㎡

（別　紙）

ＦＡＸあて先　　　０７９９－８２－１２６７

　又は　メールアドレス　　kitaawaji-totikairyouku@nike.eonet.ne.jp

　　　　　　　　　　　　　担当　山口、薮田

１　開催日時　　　　令和３年９月１３日（月）及び１５日（水）

10：00～・13:00～・15：00～

２　集合日時・場所

1. 北淡路土地改良区（淡路市野島常盤１３７２－１）
2. 公共交通機関を利用する場合は、東浦バスターミナルまで送迎します。
* 往路：東浦バスターミナル発 9：40、12:40、14：40
* 北淡路土地改良区から現地（東浦4東団地等）まで、参加者を案内します。

３　申込期限・方法　９月１０日（金）までに下記によりＦＡＸ又はメールで集合場所を記載のうえ、申込をお願いします。

東浦4東団地等農地借受事業者選定プロポーザル

現地説明会　参加者名簿

担当者名：

連 絡 先：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属（会社名等） | 職名 | 氏名 | 集合場所 |
| 〈記載例〉○○○○株式会社 | 係長 | ○○　○○ | 1 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 希望日時 | （　）9月13日（月）（　）9月15日（水） | （　）10：00～11：00（　）13：00～14：00（　）15：00～16：00 |